

開放型病院運営規程

医療法人八重瀬会 同仁病院

一、目的

当院は地域の診療所との連携を基に良質な医療の提供を地域住民に行うことを目的とする。更なるその目的を進めるために開放病床を設置しその運営を円滑に行うため、運営規程をもうける。

二、機能

開放病床は、2次医療圏のすべての医師又は、歯科医師の利用のために開放し、当院施設・設備のすべてを利用できるものとする。

三、運営委員会

開放型病院として円滑に運営するために、開放型病院運営委員会を設置する。規則は別途設ける。

四、登録医師

1. 登録医は沖縄県医師会の会員であること。
2. 登録医になるためには同仁病院開放型病院登録医届出書に必要事項を記入し、同仁病院地域医療連携室へ提出し、運営委員会の承認を得る。登録医は登録と同時に診療基準の権利及び義務を有する。
3. 登録医の有効期間は1年とし、以後特別な理由のない限り、自動更新とする。
4. 医師会もしくは当院が登録医として不適当と判断した場合には、開放型病院運営委員会での審議で、登録医として認めないことがある。

五、登録医の診療について

1. 登録医は当院において、対応できる診療科へ入院させることができる。
2. 登録医の院内の診療にあたっては、登録医を明確にするため、地域医療連携室に連絡のうえ、登録医の氏名名札を付けて診療を行う。

例

登 録 医 循環器科 沖繩 太郎

3. 主治医は常勤医。副主治医は登録医（開業医）。院内に於ける主治医は原則的には、常勤医及び医局長が責任をもって管理する。
4. 診断書・諸証明書などの記載は、診察を行った主治医又は登録医が行う。
5. 登録医が開放病床で診療を行ったときにも、診療に関する事項を開放型病院及び自院（開業医）の診療録に記載する。（医師法24条）

六、診療報酬

1. 診療報酬の請求にあたっては医科点数表の解釈による。
2. 手術等の報酬については別途規程を設ける。

七、登録医総会及び研修会等

登録医と当院常勤医師との交流を図るため、年1回登録医総会を開催する。又、症例検討、学術研修などを行うため研修会を開催する。その開催時期などについては運営委員会において審議する。

八、規程の変更

運営規程の変更は、運営委員会の承認を以て決定する。

(平成24年4月1日)